

令和2年4月15日

都道府県剣道連盟会長 殿

全国組織剣道関連団体会長 殿

全日本剣道連盟

専務理事 中谷行道

6月、7月開催行事の中止について

一般財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」）は、我が国が一体となって感染拡大防止や被害の減少に努めている中、政府の自粛要請等を重く受け止め、4月及び5月の各種事業全面中止に続き、6月以降の事業も中止することとしました。具体的には以下のとおりです。

関係者の皆様のご理解、ご協力を心よりお願い申し上げます。

【中止する大会・審査会・講習会】

大会

- ・第12回全日本都道府県対抗女子剣道優勝大会（奈良）

審査会

- ・居合道六段、七段審査会（埼玉）
- ・居合道六段、七段審査会（沖縄）

講習会

- ・ 居合道地区講習会（埼玉）
 - ・ 第 20 回女子審判法研修会
 - ・ 第 58 回中堅剣士講習会
 - ・ 第 42 回講師要員（試合・審判）研修会
 - ・ 18WKC 第 3 回女子強化合宿
 - ・ 第 30 回剣道八段研修会
 - ・ 第 127 回剣道社会体育指導員養成講習会（初級）
- ただし、初級更新は書面審査とする
- ・ 18WKC 第 3 回男子強化合宿
 - ・ 居合道地区講習会（沖縄）

備考

これらの行事のうち一部については、状況の変化によって夏以降に実施する可能性があります。実施する場合は、別途連絡します。

以上

令和2年4月15日

都道府県剣道連盟会長 殿
全国組織剣道関連団体会長 殿

全日本剣道連盟
専務理事 中谷行道

剣道六段、七段、八段並びに居合道八段及び杖道八段審査会

先般延期を決定した剣道六段、七段審査（京都、愛知）、剣道八段審査（京都）、居合道八段審査（京都）、杖道八段審査（京都）は、以下の通り実施することとします。ただし、新型コロナウイルス感染症の蔓延状況により、再度変更することもありますので、ご留意ください。

剣道六段、七段、八段審査

- 本年（令和2年）9月に実施します。
- 日程、審査会場等審査要項が決まり次第、全剣連 HP、都道府県剣道連盟等を通じ、連絡します。
- なお、この審査会は4月及び5月の審査会（京都、愛知）の代替です。したがって受審できる方は、4月及び5月の審査会（京都、愛知）に受審を申し込んだ方に限られます。合格日は4月又は5月の延期前に予定されていた実施日として取り扱います。
- また、4月及び5月の審査会（京都、愛知）で払い込まれた審査料は、この審査に充当します。
- ただし、日程の都合等で受審できない方は、別途定める期日までにお申し出頂ければ、審査料を返還します。申出期日は、審査要項発表と同時にお知らせします。
- 海外剣連を通して受審を予定している方については、全剣連から各国剣連会長へ送るメールの内容に従ってください。

居合道八段、杖道八段審査

- 居合道八段（京都）、杖道八段（京都）は、8月に実施します。
- 日程、審査会場等審査要項が決まり次第、全剣連HP、都道府県剣道連盟等を通じ、連絡します
- 受審資格、審査料の取り扱いは剣道と同じです。海外剣連を通じた受審者は、剣道同様各国剣連会長の指示に従ってください。

以上

「新型コロナウイルス感染症の集団発生を防止するためのお願い」

全日本剣道連盟

新型コロナウイルス感染症は世界的に急増しており、わが国も例外ではありません。今後は急激な感染拡大や医療崩壊が起こる可能性があります。

この病気は、感染者を中心に患者集団（クラスター）ができて、急激に感染が広がるのがわかっています。したがって、剣道愛好家はみずからの感染防止とともに、クラスター発生防止が大事です。

以下は、全日本剣道連盟からの「新型コロナウイルス感染症の集団発生を防止するためのお願い」です。特に、現時点で感染者が10名以上の都道府県においては、必ず守っていただくようお願いいたします。

ただし、事態はきわめて流動的であり、状況が変わり次第、このお願いが変更される可能性があります。よろしくご理解ください。

1. 当面、対人的な稽古は中止してください。

すでに首相官邸、厚生労働省からは以下の3つの条件を避けることが示されています。

- 1) 換気の悪い密閉空間を避ける
- 2) 多数が集まる密集場所を避ける
- 3) 間近で会話や発声をする密接空間を避ける

これら3つの条件（3密）がそろると、クラスター（集団）発生のリスクが非常に高くなります。残念ながら、剣道の対人的な稽古はこの3つの条件がすべて含まれています。実際、すでに一部の地域では剣道の稽古による感染クラスターが発生しているようです。したがって、感染の流行が収まってくるまでは、対人的な稽古は中止してください。

2. 室内や室外でのトレーニングには、以下のことを必ず守ってください。

- ・室内、室外にかかわらず、複数の人とトレーニングを行う場合には、相互に、前後左右、1.5～2メートルの距離を取ってください。
- ・室内では換気を積極的にすることが必要です。施設の扉・窓を開いたままにするとともに、送風機などの換気設備を利用して、積極的に外気を取り込んでください。
- ・屋外では換気は問題となりませんが、上記の対人的距離を必ず守ってください。また、集団でトレーニングをすると、周囲の人から嫌がられることがあります。5人以下の集団が望ましいでしょう。

3. こまめに手洗いをしましょう

- ・稽古の前と後にこまめに手を洗ってください。せっけんによる手洗いが大事です。

- ・道場の入口などの前には消毒用アルコールを置き、トレーニングに入る前と後に必ず手指の消毒をしてください。
4. 病気の疑いがある人はトレーニングをしてはいけません
- ・発熱が37.5℃以上ある人
 - ・咳、痰、強いだるさ、息切れなどがある人
 - ・解熱剤を飲んでいる人
- などがそれに該当します。これ以外でも病気を疑う症状がある場合は止めてください。
5. もともと病気がある場合（糖尿病、心不全、呼吸器疾患などがある人、透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている人など）や高齢者（65歳以上）はトレーニングをしてもよいか、主治医と相談してください
- 上記の場合は、新型コロナウイルス感染症によりかかりやすく、重症化することがわかっています。
6. 健康の維持に努めてください
- 健康を維持するためには免疫を低下させないことが大切です。そのためには規則正しい生活をするのが大切です。
- ・たとえば、早起きをして朝陽を浴びながら散歩すると、バイオリズムを刻む体内時計が動き出します。すると、食欲が増進し、夜も寝やすくなります。
 - ・適度に運動することは、体内時計を動かすのに役立ち、免疫力のアップにもつながります。
 - ・ストレス（精神的及び肉体的）を減らすことは大切です。ストレスは免疫力をダウンさせることから、過度のストレスは避ける工夫が必要です。

なお、重ねて申しますが、このお願いは、感染流行の度合いによって変わることがあり、あくまで暫定的なものであることをご理解いただきたいと思います。

会員の皆様が、上記に述べたような「行動変容」を心掛けることによってしか、患者数の急増防止は達成できません。今が我慢の時です。上記のことを守ってください。

（文責：宮坂信之医・科学委員長、宮坂昌之アンチ・ドーピング委員長）